

★ 1号認定(教育標準時間認定)の保育料について

～新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)～

教育標準時間			徴収基準額(月額)
階層区分	定義		
第1	生活保護世帯等		階層にかかわらず 0円
第2	市町村民税非課税世帯		
第3	市町村民税所得割課税額※が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	
第4		211,200円以下	
第5		211,201円以上	

ただし、給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、預かり保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外です。

(副食費の免除について)

年収360万円未満相当世帯※¹の子どもたちと全ての世帯の第3子※²以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※1 上記の表で第1階層から第3階層までの世帯

※2 小学校3学年修了前(同一世帯のみ)お子さんまでを第1子として計算

(預かり保育の無償化について)

預かり保育とは、在園児の保護者の希望に応じて、教育時間の前後や長期休業期間等に教育活動を行うものです。保育の必要性のある、「非課税世帯の満3歳児」と「3・4・5歳児」は、申請により無償化の対象となります。事前の申請が必要です。詳しくはこども課までお問い合わせください。